

第 4 回 信頼性の向上に関する WG

NPO 法人への指導・監督

1 信頼を毀損する法人への対応について

(基本的考え方)

- ・ 市民監視
- ・ 公平公正
- ・ 法人の運営指導

(2つのパターン)

府民からのクレーム

刑法上の違反・・・ 明確な場合に対応

(特定非営利活動促進法)

(報告及び検査)

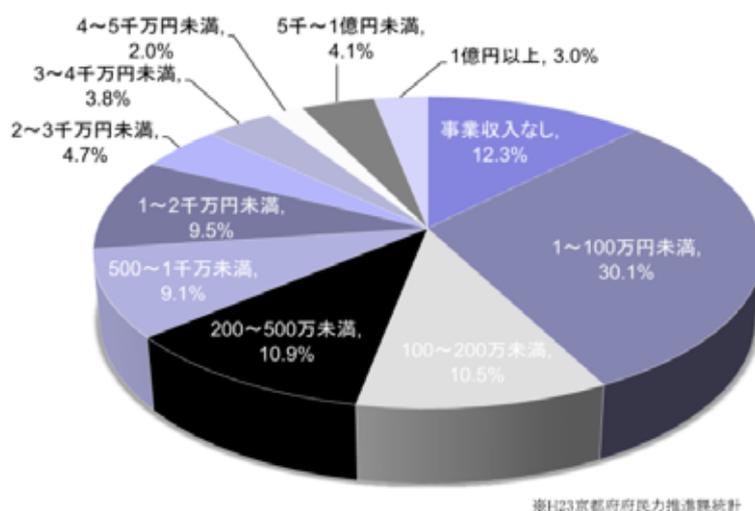
第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、**法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反**する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その**業務若しくは財産**の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号（役員 1 / 3、宗教・政治。暴力団、十人以下など）に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき**その他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反**し、又はその**運営が著しく適正を欠く**と認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 休眠法人について

- ・ 事業収入のゼロ法人 12.3%
数年前に個別チェックをした際には、半分が白紙の実績報告
- ・ 15法人 + 36法人 = 51法人 (全体 1253法人)



3 認証取消しについて

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

(平成22年度以降については、京都府のホームページで公開)

- | | |
|------------------------|-------------|
| 3年以上にわたり、事業報告書の提出がない場合 | 5法人 (認証取消し) |
| 過料事件通知を裁判所に行った法人 | 13法人 |